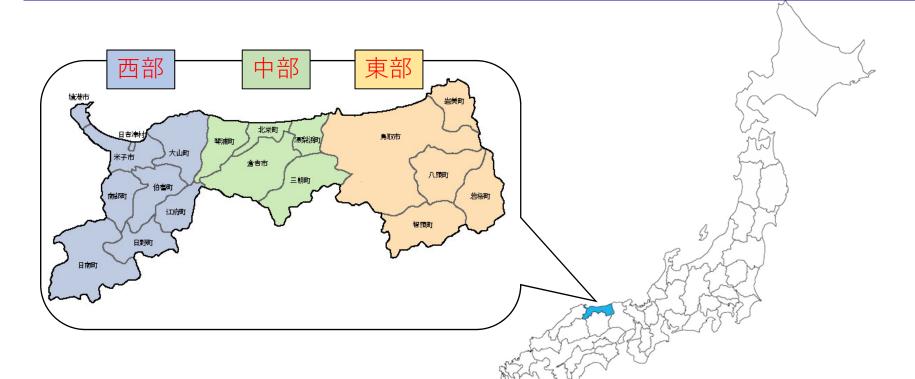
# 鳥取県における 災害ケースマネジメントの社会実装 に向けた取組について



鳥取県中部地震からの復興を願う「福高祭」

鳥取県危機管理局危機管理政策課

# 鳥取県の概要







面積 3,507平方km

人口約53万9千人

高齡化率約32%

世帯数 約22万世帯

市町村数 19(4市14町1村)

県庁所在地 鳥取市

### I これまでの取組経緯



鳥取砂丘 (鳥取市)

## 鳥取県における災害ケースマネジメントの取組経緯

H 2 8. 10~	鳥取県中部地震の被災者の生活復興に関して、災害ケースマネジメント による支援を実施
H30.4.1	「鳥取県防災及び危機管理に関する条例」の中に災害ケースマネジメントに係る規定を追加(全国初)
R 3. 4. 1~	鳥取県社会福祉協議会の中に「鳥取県災害福祉支援センター」を設置し、 災害ケースマネジメントの普及等を実施(全国初)
R 3. 12. 23	専門士業団体(※)と生活復興支援に関する協定を締結 ※県弁護士会、(特非)日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、(一社) 県建築士会、(公社)県宅地建物取引業協会
R4. 10. 19	「鳥取県災害ケースマネジメント協議会」を設立し、県、市町村、専門 士業団体等の関係機関の連携体制を確立(全市町村が参加する協議会の 設置は全国初)
R 5. 3. 31	災害ケースマネジメントに関する鳥取県における標準的な手順等を記載 した「鳥取県災害ケースマネジメントの手引き」を作成







### 災害ケースマネジメントの推進に係る取組①

#### 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例への規定の追加(平成30年4月)

「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」を改正し、被災者の生活復興支援に関する規定を設け、全国で初めて災害ケースマネジメントを恒久的な制度に位置付けた。

#### 【鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例】

(被災者の生活復興支援体制の構築)

第25条の2県及び市町村は、相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就 労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築 し、被災者の生活の復興支援を行うものとする。

#### 「鳥取県災害福祉支援センター」を設置(令和3年4月)

災害ケースマネジメントの普及等を担う常設機関として、鳥取 県社会福祉協議会に委託して「鳥取県災害福祉支援センター」 を設置した。

#### 【体制】

センター長、特任参事、主事

#### 【業務内容】

- ・災害ケースマネジメントの普及 →市町村の体制整備支援、実務者研修の実施、福祉関係者への説明
- ・災害派遣福祉チーム(DWAT)の組成 等



### 災害ケースマネジメントの推進に係る取組②

### 専門士業団体との協定締結(令和3年12月)

専門士業団体と災害時の生活復興支援に係る協定を締結し、 災害ケースマネジメントの実施に際して専門家の派遣を受け られる体制を構築した。

#### 【協定概要】

○協定を締結した専門士業団体 県弁護士会、(特非)日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、 (一社)県建築士会、(公社)県宅地建物取引業協会



- ○協定の主な内容
  - ・専門士業団体は、県の要請に基づき県民に対する相談業務に専門家を派遣する
  - ・専門家の派遣に係る経費は県が負担する

### 災害ケースマネジメント協議会の開催(令和4年10月)

県、市町村等の関係機関で構成する「鳥取県災害ケースマネジメント協議会」を設立し、各機関の連携体制を構築した。

#### 【災害ケースマネジメント協議会の概要】

○構成機関(各機関の長が参加) 県、市町村、県社会福祉協議会、専門士業団体(県弁護士会、日本FP協会、県建築士会、県宅地建物取引業協会)、県社会福祉士会、日野ボランティア・ネットワーク



○所掌事務

災害ケースマネジメントに係る実施体制の整備、知見の収集及び普及、人材養成等

# 鳥取県における災害ケースマネジメントによる 生活復興支援に係る取組方針

### (鳥取県災害ケースマネジメント協議会設立総会で了承)

- 1. 災害時に誰一人取り残さない生活復興を目指して、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況等を考慮した上で必要に応じて、<u>災害ケースマ</u>ネジメントの手法を活用して被災者を支援する。
- 2. 災害ケースマネジメントを活用した生活復興支援にあたっては、市町村、県、社会福祉協議会、専門 士業団体等の関係機関が連携して行うものとし、関係機関の連携体制を構築するため、<u>鳥取県災害ケースマネジメント協議会を組織する。</u>
- 3. 災害時に、災害ケースマネジメントを活用した生活復興支援が円滑に 実施できるよう、鳥取県災害ケースマネジメント協議会において、手 引き等の資料を作成し共有するとともに、研修を実施して人材育成を 図る。また、各関係機関は手引き等を参考にして、災害時の実施体制 を平時から検討しておく。

### 鳥取県における災害ケースマネジメントの役割分担

### (鳥取県災害ケースマネジメント協議会設立総会で了承)

	災害時(生活復興期)	平時
県	・市町村への支援(専門家派遣等)	<ul> <li>・手引き等の資料案の作成、関係機関との共有</li> <li>・関係機関の連携体制の構築(協議会の開催)</li> <li>・専門士業団体等とのネットワーク形成</li> <li>・市町村等担当者の人材育成(研修の実施等)</li> <li>・地域防災計画への記載</li> </ul>
市町村	・被災者の生活復興支援の <b>実施主体</b> ・訪問調査、ケース会議の主催等の 実務の実施	<ul><li>・庁内の実施体制整備</li><li>・外部の関係者の把握と連携体制の構築</li><li>・担当者の人材育成</li><li>・地域防災計画への記載</li></ul>
鳥取県社会福祉 協議会(災害福 祉 支 援 セ ン ター)	・市町村への支援(助言、人員派遣 等)	・市町村、県への協力 ・災害ケースマネジメントの普及啓 発
専門士業団体等	・市町村、県への協力(被災者の相 談対応に係る専門家の派遣 等)	・県とのネットワーク形成

### 災害ケースマネジメントの推進に係る取組③

### 鳥取県災害ケースマネジメントの手引きの作成(令和5年3月)

鳥取県における災害ケースマネジメントの実施に係る標準的な手順等を示すことにより、県・市町村及び関係機関が相互に連携した円滑な生活復興支援の実施を図ることを目的として、鳥取県災害ケースマネジメントの手引きを作成し、鳥取県災害ケースマネジメント協議会の構成機関と共有するとともに県のWEBページでも公開した。

#### 【手引きの主な記載事項】

- •鳥取県における災害ケースマネジメントの取組状況
- •災害ケースマネジメントの概要(定義、鳥取県における取組方針、関係機関の役割 等)
- •災害ケースマネジメントの実施手順
- •平時における取組
- •個人情報の取扱い

#### 【手引きの掲載ページのURL】

URL:https://www.pref.tottori.lg.jp/305710.htm

鳥取県災害ケースマネジメントの手引き 第1時

令和5年3月

鳥取県災害ケースマネジメント協議会

# ■ 今後の取組予定~実効性のある実施体制の構築に向けて~



白壁土蔵群 (倉吉市)

### 災害ケースマネジメントの実施体制の検討

- ・鳥取県災害ケースマネジメント協議会の設立など、これま での取組により、市町村を含む関係機関の理解が浸透
- ・令和5年度からは、災害ケースマネジメントの実施主体と なる市町村の実施体制の構築支援など、実効性のある体制づ くりに向けて取組を推進
- ・包括的支援体制の整備に取組まれる市町村においては、当 該体制整備に併せて災害ケースマネジメントの実施体制の整 備を依頼
- ・併せて、地域防災計画にも災害ケースマネジメントに関する項目を追加するよう市町村へ依頼



### 災害ケースマネジメントの普及、人材の育成①

災害ケースマネジメントの普及と人材育成を図るため、啓発 研修及び実務者研修を実施

### 1 啓発研修

【令和4年度実施概要】

日時:令和4年10月19日(水)14時35分~15時10分(オンライン)

対象:鳥取県災害ケースマネジメント協議会構成機関

講師:大阪公立大学 菅野准教授

プログラム:講演

(演題) 災害ケースマネジメントー必要な理由・考え方・潮流ー





### 災害ケースマネジメントの普及、人材の育成②

### 2 実務者研修

【令和4年度実施概要】

日時: 令和5年2月27日(月)13時30分~16時00分(対面)

対象:町職員(日野町、日南町、江府町)、県職員(日野振興センター)

→防災担当課、福祉担当課

参加人数:14名

プログラム:①災害ケースマネジメントの概要等について説明(県、県社協)

- ②地域の実情を踏まえた体制づくりについて説明(地元ボラン ティア団体)
- ③鳥取県市町村包括的福祉支援体制整備推進事業についての説明 (鳥取県包括的支援体制整備推進員)
- ④ワークショップ
  - →災害時に被災した町民の生活状況を把握する方法
  - →災害ケースマネジメントで支援会議を開催するにあたり、ど のような機関に参加を呼び掛けるか









### 福祉関係者等への説明

・災害ケースマネジメントを円滑に実施するため、災害時に連携、協力を依頼する可能性のある福祉関係者(民生・児童委員、市町村社協職員等)への説明を実施

### 今後の取組について (まとめ)

- ・鳥取県災害ケースマネジメント協議会を基礎として、引き続 き、官民の連携体制を維持、強化していく
- ・特に市町村における災害ケースマネジメントの実施体制の構築を支援し、災害時において円滑かつ確実に災害ケースマネジメントを実施できる体制づくりを進める
- 研修や説明会を通じて、災害ケースマネジメントに関わる人材の育成や、普及に努めていく